

## 令和7年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和7年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,072,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		265,013 <small>千円</small>
	1 使用料	265,013
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,450,175
	1 他会計繰入金	2,450,175
4 繰越金		109,769
	1 繰越金	109,769
5 諸収入		402,989
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑入	112,989
6 市債		1,844,000
	1 市債	1,844,000
歳 入 合 計		5,072,428

## 歳 出

款	項	金 額
1 中央と畜場費		5,072,428 <small>千円</small>
	1 運営費	2,679,560
	2 施設整備費	1,859,000
	3 公債費	532,868
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,072,428

## 第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場施設整備費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,844,000</p>	<p>市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。</p>	<p>7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。</p>
計	1,844,000			